



年6回発行

nagoya発

2008. 2月 No.24

くらしのほっと通信

ペットと楽しく暮らすために・・・

知っておきたいトラブル&ルール



ペット人気の裏で様々なトラブルが起きています。トラブルの原因は、販売業者等の対応の悪さによる場合が多いものの、飼い主の身勝手な行動によるものも少なくありません。可愛いからというだけで安易にペットを飼い始めると、思わぬトラブルに巻き込まれることも・・・。ペットと楽しく暮らすために知っておきたいことを紹介します。

トラブル編

購入直後の病気

- ◆3日前にペットショップで購入した犬に血便が見られ、病院に連れて行ったら「先天性の重度の心疾患だ」と診断された。ペットショップは交換には応じると言っているが、死ぬまで世話をしたいので治療費を出してほしい。
- ◆1週間程前にスローロリス(小型のサル)を購入したが体調不良に・・・。病院に連れて行ったら「衰弱がひどくて回復するかどうかは分からない状態だ」と言われた。このまま死んでしまったら、契約先に返金を求めることはできるだろうか。

予想外に世話が大変

- ◆「この犬なら大きくなりませんし、おとなしい」と説明されて子犬を購入したが、一晩中キャンキャン鳴き続けてうるさい。何をしても鳴きやまず、これでもとも飼えない。返品したい。
- ◆癒しのためにシーズー犬を購入し、半日、家で一緒に過ごしてみたが、とても世話ができそうにない。返品したい。



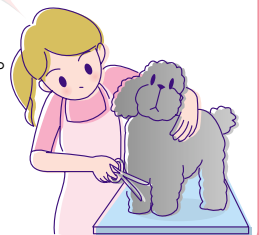
近隣住人からの苦情

- ◆「マンションの管理規約には、他人に危害を及ぼす恐れのあるペットは飼えないと書いてあるだけで、ペット禁止ではない」と不動産業者に説明されてマンションの契約をしたが、隣人から「ペットは禁止になっている」と言われ、犬を飼うことができなくなった。
- ◆ペットショップでウサギを購入したが、毎晩、柵をかじる音がうるさく、集合住宅の隣の住人から苦情を言われてしまった。ウサギがこんなにうるさいとは思わなかった。返品したい。



トリミングサービス

- ◆犬の美容院でシャンプーとカットをしてもらった時に犬の目にシャンプーが入り、目が開かなくなってしまった。翌日、病院に連れて行き治ったが、治療費5,000円を美容院に請求したい。
- ◆プードルのトリミングを依頼したら、顔に怪我をさせられた。治療費は出してくれることになったが、こちらが指摘するまで謝罪もなく、誠意が感じられない対応に不満だ。



その他、インターネットによるトラブルが全国的に増えています

- ◆インターネット通販でペットを購入して代金を振り込んだが、ペットが送られて来ない。
- ◆インターネットで見つけたペット葬儀サービス業者に愛犬の火葬を依頼したら、ネット上に示されていた料金とはかけ離れた高額料金を請求された。 など

相談

月一金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

ルール編

ペットを購入するときは 登録業者かどうかを確認する

動物の販売や保管、貸し出し、訓練等をする業者（インターネットによる販売等も含む）は、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）により登録が義務付けられ、登録業者は名称や登録番号等を記載した標識を見やすい位置に掲示することになっています。

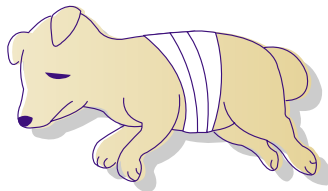
*いくら可愛くても衝動買いは危険です。日時を変えて何度か店に出向き、店の衛生状態や動物の様子を確かめて、信頼できる店かどうかを見極めましょう。

契約前にすでに病気にかかっていたことが 明確な場合は契約を解除できる

ペットが契約前に病気にかかっていた場合は、通常、ペットの交換や、売主の負担で病気を治すように求めることができます。契約を解除することもできます。

ただし、契約前に病気にかかっていたことの証明は購入者がしなければなりません。

*販売業者によっては、契約書等で損害賠償に上限を設けたり、受診する病院を指定している場合もあります。これらの条項は、事情によっては無効とみなされる場合もありますが、基本的には条項に従うことになります。契約前に保証内容を確認しておきましょう。



ペットを飼うなら飼い主の義務を守る

動物愛護法や都道府県等の条例では、チンパンジーやワニなど特定動物の飼育や保管時の許可、犬および猫の繁殖制限など、飼い主に対しても様々な義務を課しています。犬の飼い主には狂犬病予防法による義務も課せられます。

<犬を飼うときに守るべきこと>

- ・生後91日以上の子犬は保健所に登録する。
- ・狂犬病の予防注射を毎年1回受ける。
- ・飼い犬が人をかんだときは、すみやかに保健所に届け出るとともに、その犬に獣医師の検診を受けさせる。
- ・無駄な鳴き声、ふん尿の放置などで周辺住民に迷惑をかけるようにしない。
- ・放し飼いにしない。散歩中や公園などでも必ずつないでおく。

*つながらなくてよいのは、柵で囲まれた自己の所有地や屋内、ドッグランなど、人に迷惑をかける恐れがない決められた場所のみです。



契約時には動物に関する 説明を聞いて書面を受け取る

動物愛護法では、動物の販売業者は販売時に品種等の名称や生年月日、病歴など18項目について記載した書面を交付して説明をするとともに、その書面を受け取ったことを明らかにするために購入者に署名等を求めることになっています。

*書面の交付や説明をしない業者との取引は避けましょう。

ペットとして人気が高いスローロリスの 売買は平成19年9月13日から原則禁止

ワシントン条約の付属書の改正に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の施行令が改正され、スローロリスは国内での売買等が原則禁止されました。しかも、スローロリスは元来、飼育が難しくペットには向きません。

*国内で繁殖させたもの等、一定の要件を満たすものは環境大臣に登録することにより取引が可能ですが、購入者も購入後に登録機関への届出が必要です。購入する場合は、正規の登録が行われたものかを必ず確認しましょう。



集合住宅では管理規約の 内容をしっかり確認する

最近では『ペット可』の集合住宅が増えています。例えば、大きさや種類の制限があったり、バルコニーでの飼育を禁止している場合もあります。「共有部分では抱いてください」等と具体的なルールが設けられていることもあります。

*管理規約を確認してルールを守るのはもちろんのこと、近隣住人に配慮しましょう。

ペット保険に加入するときは 登録業者かどうかを確認する

従来、ペット保険は根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）で、事業を始めるために届出等をする必要はありませんでしたが、保険業法が改正され、平成18年4月1日からは『少額短期保険業』として財務局に登録をするか、『保険会社』として金融庁の許可を取得することが義務付けられました（平成18年3月末以前から保険を扱っていた既存業者は平成20年3月末までに登録か許可の取得が必要）。登録や許可の有無は金融庁のウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html> で確認できます。

*ペット保険のサービス内容は各会社により異なります。契約内容を比較・検討して、自分に適したものを選びましょう。

ペットと楽しく暮らすための情報は、名古屋市のウェブサイトでも紹介しています
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/seikatsu/seikatsu/pet/>

突然の高額請求に愕然!

携帯電話のポケット料金

携帯電話の機能が充実して高画質の写真や動画、音楽、ゲームなどが楽しめるようになった一方で、複雑な料金プランや利用者の認識不足により高額なポケット料が発生するというトラブルが増えています。



情報料とポケット料の違いを、正しく理解していますか?

ポケット料金を理解していないことによるトラブル例

- 小学生の娘が携帯電話でゲームをして高額なポケット料を請求されたが、娘は無料のゲームしか利用していないと言っている。
- 着うたの情報料は1曲525円と書いてあったからダウンロードしたのに、ポケット料を9千円も請求された。

*** 情報料とポケット料は別ものです。ポケット料は、ウェブサイトの閲覧、音楽や動画のダウンロード、Eメールの送受信など、インターネットに接続すれば必ず発生します。ポケット料が発生しないのは携帯電話各社の利用料金確認サービスなど、ごく一部だけです。**



ポケット定額制等の適用除外規定によるトラブル例

- 携帯電話をパソコンに接続してインターネットを利用したら、ポケット定額制の契約をしているのに高額なポケット料を請求された。
- 海外で使える携帯電話に買い換え、海外でインターネットを利用したら高額なポケット料を請求された。

*** パケットの定額制や使い放題の契約では、携帯電話をパソコンや携帯情報端末(PDA)に接続してインターネットを利用する場合(注1)や、海外での利用は適用除外になっています。その他、携帯電話でパソコン用のサイトを閲覧するサービス(注2)も適用除外になっている場合もあります。料金プランをしっかりと確認しましょう。**



(注1)：モバイルデータ通信と呼ばれているもの

(注2)：フルブラウザ、PCサイトビューアー、PCサイトブラウザなどと呼ばれているもの

【パケット通信料金の目安】

* NTTドコモのウェブサイトより抜粋

FOMAパケット通信料(概算) パケットパックなしの場合	
タウンページで店舗検索を行った場合	56~57円
とくするメニュー トップページを表示した場合	149~150円
楽オク -オークション- トップページを表示した場合	69~70円
静止画像・iアニメ(20Kバイト)のダウンロード	35~36円
iアプリ(1Mバイト)のダウンロード	1605~1606円
着うたフル(5Mバイト)のダウンロード	8878~8879円
全角100文字のメール送信	2.5円
全角100文字+デコメ絵文字10字のデコメール送信	19~20円
iモーションメール(500Kバイト)の送信	1360.6円

ポケット料って、なあに?

情報料とは、そのサイトを利用するためにサイト運営会社に支払う情報サービス利用料金のこと。

ポケット料とは、インターネットに接続するために携帯電話会社に支払うインターネット通信料金のこと。

情報料は無料のサイトであっても、そのサイトにインターネットで接続する以上、ポケット料は別途、発生します。ポケット料は、電話の通話料の課金方法とは異なり、インターネットに接続している時間には関係なくデータ量(通信量)により課金されます。

*** 携帯電話会社が提供しているインターネット通信は、データを複数のパケット(小包)に分割して伝送するシステムであることから『パケット料金』と呼ばれています。1パケットのデータ量は128バイト。全角文字なら64文字程度で1パケットに相当します。**

携帯電話各社は一定額になったら通知をする等、高額なポケット料が発生するのを防ぐサービスを実施しています。携帯電話会社に相談して、自分の利用実態に適した料金プラン等を選ぶようにしましょう。

名古屋市消費生活センター

携帯電話用ウェブサイト開設

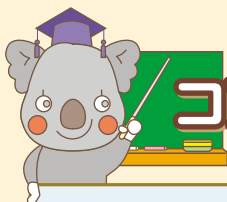
携帯電話用サイトは主に若者向けに内容を限定し、架空請求などのトラブルに巻き込まれた時の対処法や気をつけたい手口を簡潔に紹介しています。

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m>



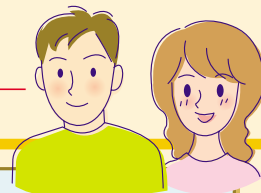
困った時にチェックできるように、ぜひ、ブックマークしてね!





コアラ博士のなんでも相談

消えた敷金



コアラ博士、こんにちは。

実は近々結婚することになって、今、新居探しの最中なんですけど、この賃貸情報雑誌を見て下さい。**敷金0**の物件が結構あってビックリ！以前、私がアパートを借りたときは敷金(→pick up①)として家賃の2か月分くらいを支払ったのに、今は敷金は払わなくてもいいんですか？



なるほど、最近はやりの敷金0か。たしかに、最近はそのような物件が増えてきたようじゃ。しかし、敷金0といっても修繕費、内装代金といった名称の費用がかかることがあるから注意が必要なんじゃ。



修繕費や内装代金って、一体何ですか？



名称や定義付けは各社異なるが、クロスや張替えやハウスクリーニングなど退去時の部屋の原状回復に使用される費用のようじゃ。相場は家賃の2か月分前後といったところじゃが、敷金とは違って返金はされんぞ。敷金の場合、平成10年に作成された国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(→pick up②)によって、経年劣化や通常の使用による損害の原状回復は貸主が負担すべきものとされており、不注意による損害や家賃の滞納等がなければ返金されるがのう。



そうそう。以前、私が引越したときは、不注意で失くした鍵の交換費用は私が負担したけど、日焼けした畳の表替えやハウスクリーニングの費用は大家さんの負担だったみたいで、敷金はかなり戻ってきたわ。それなのに、どうして修繕費や内装代金という名目だと返金されないの？



察するに、大家さんにしてみれば、ガイドラインができてからは敷金の返還を求められることが増えて、部屋の原状回復費用をどう確保するかが経営上の課題になっておるんじゃ。そこで、争いの元となる敷金はなくして、返還しないことを前提に修繕費や内装代金として回収する方法が考え出されたのではないじゃろうか。もちろん、この場合でも、借主の不注意による損害があれば退去時に別途請求されることになるじゃろうがな。



だったら、敷金のある物件をきれいに使用して、お金を返してもらった方がお得かも!?



それも1つの考え方じゃな。いずれにせよ、敷金0に惑わされず、修繕費や内装代金がある場合はそれが何に当てられる費用なのか、原状回復をどこまで借主負担としているのか、追加負担はあるのか等、契約条件をしっかり調べて納得した上で契約することが大切じゃ。後日トラブルにならんためにもな。



わかりました。しっかり調べてみます。博士、ありがとうございました。



pick up① 敷金とは

賃貸住宅の契約を結ぶ際に、借主が貸主に預け入れるお金のこと。契約の終了時に家賃の滞納や、不注意による汚れ・破損などがなければ返金される。



pick up② 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

賃貸住宅退去時の原状回復に関するトラブルの増加を受け、原状回復の費用負担の基準を国土交通省が取りまとめたもの。国交省から委託された(財)不動産適正取引推進機構が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、販売されている。ガイドラインでは、原状回復とは借りた当時の状態に戻すことではなく、借主は不注意による汚れや破損等の修繕についてのみ費用負担すればよいとされている。

ガイドラインによる損耗の分類と費用負担の考え方

分類	具体例	負担すべきと考えられる人
建物・設備等の自然的な劣化・損耗等(経年変化)および、賃借人の通常の使用により生ずる損耗等(通常損耗)	畳の変色、設備機器の使用不能(耐用年数到来のもの)、家電による壁の黒ずみ、家具の設置跡、ハウスクリーニング、消毒など	貸主
賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等	鍵の紛失、引越し作業でついたキズ、下地ボードの張替えが必要な壁の釘穴など	借主

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9671

消費生活相談

TEL 052-222-9674

架空請求ホットダイヤル

TEL 052-223-3160

サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9690

土・日テレフォン相談

※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m>



名古屋城本丸御殿復元プロジェクト
2010年は、名古屋開府400年です。 NC400



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。